

(傍線の部分は改正部分)

## 改 正 案

## 一〇五 (略)

六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のハの注の厚生労働大臣が定める特別食

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、胰臓病食、高脂血症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。)

## 現 行

## 一〇五 (略)

六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費のハの注の厚生労働大臣が定める特別食

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓食、肝臓食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、胰臓食、高脂血症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び特別な場合の検査食(単なる流動食及び軟食を除く。)

## 七〇十一 (略)

十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びビロの注4の厚生労働大臣が定める者

短期入所生活介護を利用する期間中において、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第二百二十七条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な居室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

## 七〇十一 (略)

十三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のニの

注の厚生労働大臣が定める療養食  
疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、胰臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

十四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイの注5、ロの注6、ハの注4、ニの注3及びホの注3の厚生労働大臣が定める者

短期入所療養介護を利用する期間中において、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第二百二十七条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な療養室等の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(4)の注、ロ(4)の注、ハ(4)の注、ニ(4)の注及びホ(4)の注の厚生労働大臣が定める療養食

第十三号に規定する療養食

十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(4)

(5)[ ]の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

イ (略)

十七 指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数

表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのイ及びロの注6の厚生労働大臣が定める障害者生活支援員

次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者

イ 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者

ロ 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者

ハ 知的障害 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十一条各号のいずれかに該当する者又はこれらに準ずる者

視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者

位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのイ及びロの注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等

視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者

位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのイ及びロの注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等

表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのイ及びロの注8の厚生労働大臣が定める障害者生活支援員

次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者

イ 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者

ロ 聴覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者

ハ 知的障害 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十一条各号のいずれかに該当する者又はこれらに準ずる者

位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスの注9の所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

イ 加算1の基準に適合する入所者

(1) 介護保険法第四十八条第二項第二号に規定する標準負担額（平成十二年厚生省告示第六十二号。以下「標準負担額告示」という。）の表の二の項及び三の項に掲げる者

(2) 介護保険法施行法第十三条第四項第二号に規定する特定標準負担額（平成十二年厚生省告示第六十四号。以下「特定標準負担額告示」という。）の表の二の項及び三の項に掲げる者

ロ 加算2の基準に適合する入所者

位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスの注9の所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスの注9の所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

イ 加算1の基準に適合する入所者

(1) 介護保険法第四十八条第二項第二号に規定する標準負担額（平成十二年厚生省告示第六十二号。以下「標準負担額告示」という。）の表の二の項及び三の項に掲げる者

(2) 特定標準負担額告示の表の四の項から六の項までに掲げる者

ロ 加算2の基準に適合する入所者

十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注8の厚生労働大臣が定める者

平成十七年九月一日から同月三十日までの間において、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第九条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、入所者が選定する特別な居室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

二十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのトの注1及び注2の厚生労働大臣が定める場合

次のイからニまでのいずれにも適合している場合

イ 入所者の摂食機能が造影撮影又は内視鏡検査により適切に評価されていること。

ロ 入所者に誤嚥が発生した場合の管理体制が整備されていること。

ハ 経口による食事の摂取を進めるための適切な措置が講じられていること。

ニ イからハまでについて医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員、その他の職種の者が共同して実施するための体制が整備されていること。

ト 第十三号に規定する療養食

二十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのチの注の厚生労働大臣が定める療養食

**二十二 指定施設サービス介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注<sup>5</sup>の厚生労働大臣が定める者**

平成十七年九月一日から同月三十日までの間において、介護老人保健

施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第十一項第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準

に基づき、入所者が選定する特別な療養室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

**二十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのホの厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療**

第十二号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射

線治療

**二十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのチの注<sup>1</sup>及び注<sup>2</sup>の厚生労働大臣が定める場合**

第二十号の規定を準用する。

**二十五 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのリの注<sup>3</sup>の厚生労働大臣が定める療養食**

第十三号に規定する療養食

**二十六 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイの注<sup>4</sup>、ロの注<sup>5</sup>及びハの注<sup>6</sup>の厚生労働大臣が定める者**

平成十七年九月一日から同月三十日までの間において、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）第十二条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に

**十六 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのニの厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療**

第十二号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射

線治療

放射線治療

**線治療**

**第十二号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射**

**線治療**

**放射線治療**

**二十七 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(6)の注<sup>1</sup>及び注<sup>2</sup>、ロ(7)の注<sup>1</sup>及び注<sup>2</sup>並びにハ(7)の注<sup>1</sup>及び注<sup>2</sup>の厚生労働大臣が定める場合**

第二十号の規定を適用する。この場合において、「同号中「入居者」とあるのは、「入院患者」と読み替えるものとする。

二十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(7)の注<sup>1</sup>、ロ(8)の注<sup>1</sup>及びハ(8)の注<sup>1</sup>の厚生労働大臣が定める療養食

第十三号に規定する療養食

**十七 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表第二**

食事の提供に要する費用の額の算定表の注<sup>3</sup>の厚生労働大臣が定める特

**別食**

第六号に規定する特別食（既下困難者のための流動食を除く。）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
二 短期入所生活介護費、短期入所療養介護費、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける療食加算の基準	二 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）第三号、第四号、第七号、第八号及び第九号（看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定短期入所療養介護事業所であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。）に規定する基準のいすれにも該当しないこと。
三 介護老人保健施設における短期入所療養介護費に係るリハビリテーション機能強化加算の基準	三 介護老人保健施設における短期入所療養介護費に係るリハビリテーション機能強化加算の基準
四 認知症対応型共同生活介護費に係る夜間ケア加算の基準	四 認知症対応型共同生活介護費に係る夜間ケア加算の基準
五 居宅介護支援費に係る減算の基準	五 居宅介護支援費に係る減算の基準
六 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける栄養マネジメント加算の基準	六 基本食事サービス費に係る基準
七 介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス及び介護療養施設サービスにおける経口移行加算の基準	七 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成十二年厚生省告示第二十七号）第七号、第八号及び第九号（看護職員の員数に対する看護師の配置に係る部分及び別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定介護療養型医療施設であつて医師の確保に関する計画を都道府県知事に届け出たものにおける医師の員数に係る部分を除く。）に規定する基準のいすれにも該当しないこと。
八 介護保健施設サービスにおけるリハビリテーション機能強化加算の基準	八 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準並びに通所介護費等の算定方法第七号、第八号及び第九号に規定する基準のいすれにも該当しないこと。
第三号の規定を準用する。	